

要配慮者利用施設 代表者 様  
(保育所、認定こども園、地域型保育事業所、  
民間放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、  
児童相談所)

川口市子ども部子ども総務課長

水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成・変更及び  
避難訓練の実施・報告について（通知）

本市の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年6月25日付け内閣府等通知「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について」にも記載されている通り、川口市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設（浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に設置されている保育所、認定こども園、地域型保育事業所、民間放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童相談所）については、避難確保計画の作成・変更の報告及び同計画に基づく風水害を想定した避難訓練の実施及び報告が義務付けられています。（現時点での対象の施設は別添「要配慮者利用施設一覧」において「義務あり」と記載された施設となります。）

本市の児童福祉関係施設においては、これらの報告について下記のとおり取り扱うこととしますので、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1 避難確保計画の作成・変更の報告について

避難確保計画を新たに作成した際には、様式第1号により市の担当課あてに報告してください。避難確保計画の内容を変更した際には、様式第2号により市の担当課あてに報告して下さい。報告の際には、別紙1「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」によりチェックを行ってください。

### 2 避難確保計画に基づく避難訓練の実施及び報告について

避難確保計画に基づき風水害を想定した避難訓練を実施した際には、様式第3号を参考に実施記録を作成してください。作成した実施記録は施設において保管して下さい。また、今後、市から定期的に訓練の実施状況を照会する予定ですので、その際には実施記録の写しを提出してください。

(市担当課)

施設種別	担当課	連絡先
公設公営保育所	保育運営課 庶務係	048-258-4096
公設民営保育所		083.04400@city.kawaguchi.saitama.jp
民設民営保育所	保育幼稚園課 給付係	048-271-9336
認定こども園		083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp
地域型保育事業所	子ども総務課 政策係	048-252-0270
民間放課後児童クラブ		083.04000@city.kawaguchi.saitama.jp
子育て短期支援事業	子育て相談課 事業係	048-258-1153
児童相談所		083.04002@city.kawaguchi.saitama.jp